

○高橋ひでとし委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の会議に、佐藤委員から欠席する旨の届出があります。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和8年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号、議案第5号及び報告第3号の以上4件につきまして、理事者から説明願います。

○三宮行財政改革部長 初めに、議案第1号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方税法等の一部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

その主な内容でございますが、まず、個人市民税に関する事項といたしまして、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の見直しに伴いまして、市民税の申告に係る規定を整備するほか、住宅借入金等特別税額控除など、特例措置を延長しようとするものでございます。

続きまして、固定資産税に関する事項といたしまして、免税点が家屋で10万円、償却資産で30万円、それぞれ引き上げられますことに伴いまして、規定を整備しようとするものでございます。また、バリアフリー改修を行った一定の特別特定建築物に係る減税措置の特例割合を3分の1と定めるほか、一定の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準に乗じる特例割合を2分の1ないしは3分の2に改めようとするものでございます。

次に、軽自動車税に関する事項といたしまして、令和8年3月31日をもちまして、軽自動車の購入時に賦課される環境性能割が廃止されたことに伴い、規定を改めようとするほか、電気軽自動車等を対象に、初回新規登録をした年度の翌年度分に限り税額を軽減するグリーン化特例につきまして、適用期限を2年延長するよう規定を整備するものでございます。

また、その他、所要の関連規定の整備を行うこととしております。

続きまして、議案第2号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第1号と同じく、地方税法の一部改正に伴うものでございまして、バリアフリー改修を行った一定の特別特定建築物に係る減税措置など、所要の規定の整備をしようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○土岐総務部長 提出議案のうち、総務部所管に関わる議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第5号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきましては、株式会社旭川振興公社取締役及び監査役の辞任に伴い、同公社取締役5名、監査役2名を選任するために定時株主総会において議決権を行使することから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、報告第3号、専決処分の報告につきまして、忠和6条道路線改良工事は、令和7年6月26日に議決をいただき、契約を締結したものでございますが、現場の除排雪の数量が当初設計より増加したことによる設計変更に対処するため、契約金額2億4千695万円を2億4千894万1千円に変更するもので、令和8年3月26日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思います。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、理事者から報告願います。

○三宅総合政策部長 旭川大雪圏域連携中枢都市圏ビジョンの変更について、御説明申し上げます。

令和7年第4回定例会において、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について議決をいただき、周辺8町と変更協約を締結したところでございます。この協約に基づき、このたび、ビジョンについて変更しましたので、その内容につきまして、資料の27ページの具体的な取組の一覧を御覧ください。

まず、令和8年度から新たに連携する取組につきましては、3、家具等の製造技術の振興の1件となります。これは、鷹栖町、東神楽町、東川町及び美瑛町と連携するものであり、圏域での家具等の製造技術の振興を図るため、旭川市工芸センターにおいて研修会、技術指導等を実施するとともに、圏域自治体で製造技術に関する施策や業界の動向等に係る情報を共有することにより、事業者への支援を行う内容となっております。

また、既存の取組の変更につきましては1件でございます。14、子育て支援体制の充実に関わりまして、8町全てと連携しているものですが、小学生までの子どもの日常的な預かりや送迎を行っていた旭川市ファミリー・サポート・センター事業と、小学生までの子どもの病気時や緊急時の預かり及び送迎を行っていた上川中部こども緊急さぼねっと事業を統合することとしたものでございます。

以上となります。よろしく願いいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、「市役所駐車場の在り方について」の策定について、理事者から報告願います。

○土岐総務部長 「市役所駐車場の在り方について」の策定につきまして、御報告をいたします。

市役所駐車場につきましては、昨年12月に総合庁舎横の駐車場を供用開始し、今年度からは、旧第三庁舎の解体、その後、駐車場の整備を行う予定となっており、今後の目指す駐車場の在り方といたしまして、市役所に手続等で来庁される方々は無料としつつ、それ以外の利用者の有料化と民間事業者による運営を柱とする基本的な考え方について、2月17日の総務常任委員会で報告させていただいたところでございます。

その後、2月20日から3月23日にかけて、その基本的な考え方について意見提出手続を実施しましたところ、個人16人、1団体から17件の意見提出がございまして、その内訳といたしましては、文化会館利用者の減免に関するものが5件、料金設定に関するものが4件、無料を求めるものが4件などとなっております。御意見の内容、また御意見に対する市の考え方につきましては、本日御配付の資料のとおりでございまして、主に文化会館利用者の減免につきましては、

平日日中の市役所来庁者の駐車場をしっかりと確保する上で、文化会館利用者などによる目的外の利用を抑制する必要があるため、減免は困難であるなどの旨を説明させていただいているところでございます。また、これらの御意見は関係部局と共有した上で、4月21日付で正式なこの考え方を策定させていただいたところでございます。

今後はこの考え方にに基づき、民間事業者による運営と併せて、目的外の利用者には有料化を進めるとともに、旧第三庁舎跡地駐車場の整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○まじま委員 今、報告を受けたということで、何点か確認したいという意味で質疑させていただきます。

パブコメ結果を見ると、17項目にわたって意見が載っていました。2月17日の総務のこの委員会でも、考え方については受けていたんですけど、このパブコメ結果を見ると、来庁者、市で言う目的内使用という、ここは無料だというふうに私たちは聞いていましたけど、コメントを寄せさせていただいた市民の皆さんは、ここも無料だということではないような受け止め方をしているんですね。これは、説明の方法が十分だったのかどうか、問われているんじゃないかと思うんですが、この点についてどのように考えているか、考え方をお示してください。

○河原総務部庁舎管理課長 市役所駐車場は、来庁者は従来から無料としており、有料化した以降も変わることなく、無料でお使いいただくこととしておりますが、目的外利用者に適用する料金が来庁者にも適用されると誤解された意見が複数寄せられておりますことから、このたびの意見募集、パブリックコメントの手続においては、必ずしも周知が行き届かなかった面があったものと受け止めているところでございます。

○まじま委員 それで、こうした、なんか、もうずれたって言いますかね、表現が適切でないかもしれないんですけど、このまま進んでいくと、市民に、何ていうのか、十分に伝わらないまま進んでしまうんじゃないかということで、さらに市に対して、どうなんだという意見が増えていくような気がするんですね。それで、今後、やっぱりもうちょっと丁寧な周知の仕方というのが必要だと思うんですけど、この点についての考え方をお示してください。

○河原総務部庁舎管理課長 市役所駐車場の有料化に当たりましては、無料となる対象者、料金単価、無料処理の手続等を十分に理解して駐車場を利用させていただくことが大事であると考えておりますので、今後、決定していく駐車場運営事業者と連携して、駐車場内の料金看板や庁舎内における掲示、ホームページや広報誌なども活用しながら、しっかりと周知をしてまいりたいと考えております。

○まじま委員 それで、意見の中で示されている声をちょっと読んでみて、来庁者ではない、目的外使用って言葉が使われていますけど、この方に対しては1時間500円という料金設定を考えている、イメージなんだというふうに書いてあるんですけど、これが高いって声が出ているんですね。目的外だとしてもそこまで高くする必要があるのか、この点について私は疑問に思っています。さらに、土日で利用される方は、最大料金1千100円ですか。この近隣よりも高い設定になっているということで、配慮が必要ではないのかという声も出ていました。例えば、文化会館利用者に対しては、そこまで負担を大きくさせる内容でいいのかなというふうに思っているわけ

ですが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○河原総務部庁舎管理課長 総合庁舎横及び第三庁舎敷地の市役所駐車場は、市役所にお手続等で来られる方を基礎とした整備台数を確保するものであります。このため、平日日中の開庁時間帯は、市民文化会館等来場者等のほかの目的での利用を抑制し、目的内利用者の駐車スペースをしっかりと確保する必要から、旭川市7条駐車場など周辺の有料駐車場と比較して、あえて高額な料金設定を想定しておりますが、夜間及び土日、祝日については、民間駐車場の相場に合わせる方針としておりますので、料金単価や最大料金を含めて、利用しやすい料金で御利用いただけるよう配慮する考えでおります。

○まじま委員 これで最後にしたいと思いますが、今、答弁で、あえて高い料金設定だというふうにも言葉としてあったんですけど、パブコメの市民の皆さんからいただいた意見、これを見ると、負担感が大きいということが全体的に言えるんじゃないかと思うんですね。この点について、もう一度しっかりと考える必要があると思いますが、この点についての見解を伺って終わりたいと思います。

○土岐総務部長 市役所駐車場につきましては、ただいま課長からも御答弁申し上げておりますけれども、市役所に来庁される方々に御利用いただくための駐車場として整備を進めているところでございます。

この駐車場の利用状況でございますけれども、これまでも、また、現在においても、例えば転入、転出のピークの時期でございますとか、各種会議、あるいは説明会の開催などで市民の方々が来られて、駐車場が混雑するといった場合もございます。また、約1千500席を有する市民文化会館の大ホールでイベントですとかコンサート等が催された際には、7条駐車場の入り口付近で車が列をなすといったことも度々生じていたものというふうに認識をしているところでございます。

これらを踏まえますと、仮に市役所の来庁者と文化会館の利用者の方々が同時に市役所駐車場を利用するという想定した際に、やはり、本来目的で利用される来庁者の方々が駐車できないといった、そういった懸念、不安がどうしても払拭できない部分もあるということから、平日日中ですけれども、ここにおける目的外の駐車場の利用につきましては、一定程度抑制をしていく必要があるというふうに考えていたところでございます。このため、実際の料金設定につきましては、今後、運営を担う民間事業者が行うこととなりますけれども、平日日中の時間帯につきましては、周辺の時間貸し有料駐車場よりも一定程度高い料金を想定しながら、目的外の利用者の方々には、周辺に近接する民間駐車場の御利用、あるいは、公共交通機関の御利用を促す、こういったことも含めて考慮したものでございますので、御理解を賜りたいというふうに思っているところでございます。

○高橋ひでとし委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市・大雪消防組合における消防指令業務共同運用検討委員会の検討結果及び基本合意書の締結について、理事者から報告願います。

○河端消防長 それでは、1月の総務常任委員会で経過の報告をしておりました、旭川市と大雪消

防組合における消防指令業務共同運用検討委員会の検討結果及び今後予定している基本合意書の締結について、御報告を申し上げます。

資料のほうを御覧ください。まず初めに、1の検討結果でございますが、先月の3月16日に開催しました第4回検討委員会で検討結果を取りまとめ、共同運用に向けて取組を進めていくことで合意を得たところでございます。

次に、2の検討結果報告書の概要についてでございますが、(1)共同運用による効果につきましては、まず、1市8町の全ての住民に対し、最新の高性能システムを活用した迅速で的確な消防指令サービスの提供が可能となることから、住民サービスの向上につながるとともに、指令業務機能の集約により、余剰となる通信担当職員の他の業務への配置替えが可能となるなど、人員配置の最適化が図られることとなります。さらに、情報の一元化により、相互応援体制の強化、現場到着時間の短縮など、災害対応力の強化を図ることができるようになります。

次に、指令システムやデジタル無線を共同で整備することで整備費を削減することができ、維持管理経費につきましても整備費削減に伴い低減される試算となっております。

次に、(2)共同運用する業務範囲につきましては、119番の受付、出動部隊の決定、消防無線の統制、消防救急車両の動態管理などの業務を共同で処理することとなります。

次に、(3)運営方式につきましては、旭川市への事務委託としております。

次に、(4)共同消防指令センターの配置人員につきましては、119番通報の増加や共同運用に伴う業務の増加に対応するため、現在の旭川市の消防指令センターの配置人員に3人増員を図り、23人体制としております。

次に、(5)共同消防指令センターの設置場所は、現在の旭川市の消防指令センターの場所とし、(6)名称については、(仮称)旭川大雪圏域消防指令センターとしております。

次に、(7)の施設の整備、保守管理、市指令業務の運用などに係る経費負担のシミュレーションとなります。イニシャルコストにつきましては、単独で整備した場合に要する費用の割合、単独整備費割で案分し、ランニングコストのうち、保守管理と運営経費につきましては、消防費に係る基準財政需要額割で案分することとしております。指令専用回線通信料は、各消防本部の実費負担とし、人件費につきましては、増員となる3人分の職員費を大雪消防組合に負担していただくこととしております。

次に、3の今後予定しております基本合意書の締結についてでございますが、このたびの検討結果と、3月27日付で大雪消防組合管理者の美瑛町長から旭川市長に対し、消防指令業務について連携協力を進めてほしい旨、文書での申入れがあったことから、5月中に、大雪消防組合と消防指令業務の共同運用に係る基本合意書を取り交わし、共同運用に必要な施設、設備等の整備、その他の必要な事務を進めていく予定でございます。

最後に、4の今後のスケジュールにつきましては、基本合意書の締結後、第2回定例会に実施設計に係る補正予算案を提出し、実施設計を行い、令和9年度、10年度の2か年で指令システムとデジタル無線を整備する予定でございます。その間、消防指令業務の事務受託に関する議決をいただき、令和11年4月から共同運用を開始する計画としております。

以上が、共同運用検討委員会の検討結果と基本合意書の締結についての報告でございます。よろしくお願いをいたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、3、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。特定事件の閉会中継続調査付託について、令和7年12月17日の本会議で可決した旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例が本年4月1日から施行され、女性活躍推進部が廃止となり、女性・若者応援課がこども・女性・若者未来部に新設されたことに伴い、男女共同参画に関する事務がこども・女性・若者未来部に移管されました。本委員会においても、閉会中継続調査の特定事件を変更する必要があることから、特定事件名について、市の総合企画及び男女共同参画に関する事項についてを、市の総合企画に関する事項についてに変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 では、そのように扱うこととします。

次に、4、その他の令和7年度市民と議会の意見交換会から得られた課題についてを議題といたします。令和7年11月18日に開催した市民と議会の意見交換会において得られた課題について、広聴広報委員会委員長から各常任委員会委員長に対し、配信しております令和7年度市民と議会の意見交換会から得られた課題の整理についてのおとり引継ぎがありました。なお、引継ぎ先としては、当初、総務及び経済建設両常任委員会としての話がありましたが、産学官金に係る内容や、まちなかでの実施、つまり、中心市街地に関わる事項を検討するものであることから、総務常任委員会にて引き継ぐことで考えております。

つきましては、今期の委員会における取組テーマとともに検討してまいりたいと考えておりますが、そのとおりに扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのとおりに扱うことといたします。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午前10時25分